省　令

○外務省令第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十五条の三第四項の規定に基づき、子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「教科書」を「教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）」に改め、「課外活動」の下に「（ＥＳＬ等を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百六十号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

表一の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz」に改め、同表二の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz」に改め、同表三の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz」に、「1,455.35MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,503.35MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同表四の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz」に改め、同表五の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz」に改め、同表六の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz」に、「1,455.35MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,503.35MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同表七の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz」に、「1,455.35MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,503.35MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同表八の項に掲げる区域の項及び九の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz」に改め、同表十の項に掲げる区域の項及び十一の項に掲げる区域の項中「207.5MHz」を「103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz」に改める。

○総務省告示第百十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十六年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録認定機関の名称及び住所

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ

三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六

二　登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四条第一号及び第二号

三　技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六

四　技術基準適合認定の業務の開始の日

平成二十六年四月一日

○総務省告示第百十九号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

第三号の表中

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	００５

を

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	００５
株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ	００７

に改める。

○中央選挙管理会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十六年三月二十八日　午前十一時

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条の二第二項第二号及び同条第三項第四号の規定に基づき、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

消防庁長官　大石　利雄

第一　趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第二項第二号及び同条第三項第四号の規定に基づき、入居者、入所者又は宿泊者（以下「入居者等」という。）の避難に要する時間の算定方法、火災発生時に確保すべき避難時間の基準及び廊下に通ずる通路の基準を定めるものとする。

第二　入居者等の避難に要する時間の算定方法

入居者等の避難に要する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間を合算した時間とする。

一　入居者等が避難を開始するまでに要する時間　施設の延べ面積（単位　㎡）の平方根を三十で除して得た値（単位　分）

二　入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間　次の㈠から㈢までに掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間

㈠　入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間　各居室からの避難経路上の移動距離を次のイからハまでに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間

イ　介助者の移動速度（階段上り）　分速五十四メートル

ロ　介助者の移動速度（階段下り）　分速七十二メートル

ハ　介助者の移動速度（階段以外における移動）　分速百二十メートル

㈡　介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間　介助用具等が必要な入居者等の数（二に満たない場合は二とする。）に〇・五（単位　分）を乗じて得た時間を合算した時間

㈢　入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間　各居室からの避難経路上の移動距離を介助された入居者等の移動速度（分速三十メートル）で除して得た時間を合算した時間